

第1回横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者選定委員会 議事録	
日時	平成29年8月29日(火) 14時00分～16時00分
場所	関内駅前第2ビル3階会議室
出席者	眞保委員長、影山委員、倉石委員、野本委員、森委員、荒井委員
欠席者	なし
開催形態	
議題	<p>1 委員長の選出について</p> <p>2 事業概要について</p> <p>(1) 横浜市の障害者就労支援施策について</p> <p>(2) 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる運営事業者公募について</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 募集要領の内容について</p> <p>(2) 運営事業者の選定方法について</p> <p>4 その他</p>
決定事項	<p>・推薦により眞保委員を委員長として選出。</p> <p>・募集要領案については、引き続き各委員で内容を確認し、意見がある場合は事務局に連絡する。各委員の本日の質疑や意見と合わせて事務局が修正し、全委員の最終確認を得たうえで、確定とする。</p> <p>・選定方法については、事務局案のとおりとする。</p>
議題	<p>1 事業概要について</p> <p>(1) 横浜市の障害者就労支援施策について</p> <p>【事務局】(資料1にそって説明)</p> <p>法定雇用率2.0%に対し、全国平均の実雇用率は1.92%、横浜市内は1.87%と全国よりも低い。法定雇用率達成企業の割合も半数に満たない。そのため、一層雇用を進めていかなければならないという状況。</p> <p>横浜市は中期4か年計画(平成26～29年度)と策定しており、この中に「障害者の就労・雇用」が位置づけられている。</p> <p>さらに、横浜市第3期障害者プラン(平成27～32年度)にも位置づけられている。現在中間見直しを行っている最中。</p> <p>これらの方針に基づいた施策を横浜市として行っている。その一つは就労支援センター事業。二つ目は、障害者共同受注・優先調達推進事業。三つ目は、就労啓発事業。今日の運営事業者の選定もここに入っており、公共施設を活用して雇用の場を創出し、就労に関する啓発活動を行うという事業になる。こうした位置づけのもとで本日の委員会があることをご理解いただきたい。</p> <p>(2) 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる運営事業者公募について</p> <p>【事務局】(資料2にそって説明)</p> <p>本件については、もともとJR関内駅の高架下に横浜市の事業として「ふれあいショップ」を持っており、手をつなぐ育成会という障害児の親の会が平成4年から運営していた。その後手をつなぐ育成会の事情で運営が難しいということで平成24年に撤退。しかし、JR関内駅北口整備事業に伴い、ふれあいショップという形ではないが、障害者が働く店舗として復活させようというこ</p>

とでこの事業をスタートさせた。平成 32 年にはパラリンピックやパラトリエンナーレもあるので、これを背景に、これから運営事業者の公募を行い、有償貸付で運営をしていく。

選定方法は、専門的な討議を行う必要があるため、横浜市障害者施策推進協議会に下部組織（本委員会）を設置し、運営事業者候補を決定する。その運営事業者候補を本委員会の上部組織である横浜市障害者施策推進協議会に諮り最終決定する。本委員会は 29 年度中にもう 1 回開催する。

スケジュールとしては、提示資料から少しずれてきており、公募開始が 10 月を予定。募集締め切りは 11 月頃になる見通し。第 2 回の選定委員会を 11 月に行い、その後横浜市障害者施策推進協議会を行って、運営事業者を最終決定する。第 2 回選定委員会では応募者にプレゼンをしてもらい、質疑応答などをやった上で選定。今回公募する敷地は約 100 m²、隣が保育所、保育所の園庭の隣に公募する土地がある。

2 議事

(1) 募集要領の内容について、(2) 運営事業者の選定方法について

【事務局】(参考資料 1、2 を説明)

参考に本事業の実施要綱と委員会設置要綱をお配りしている。本会はこれに基づいて開催されている。

【事務局】(資料 3、4 にそって説明)

【荒井委員】お店に使用することを想定しているのか。お店だとしたらどういった類のお店なのか。

【事務局】それも含めて提案してもらおうと思っている。かつてはふれあいショップという形でいわゆる喫茶店だった。今回も喫茶店にするのか、あるいは売店にするのかは、事業者に提案していただくと思っている。

【眞保委員長】例えば飲食できるような設備になるのか？

【事務局】運営事業者からの提案を加味して設計を行う予定。提案いただいた用途が募集要領の条件や事業趣旨の意図に合っていれば問題ないと考えている。

【野本委員】賃貸借期間が 5 年ということだが、5 年目以降に業務を続けていく、障害者の雇用の継続を行うということに対して、プラス加算の点数を考えているか。

【事務局】5 年で契約更新がないと申し上げたが、公有財産の規定の中で再度公募が必要になってくる。運営事業者が再度応募してくることも可能だが、その場合に今までやってきこと自体がプラスになることではないと思うが、実際運営してきた事業者が今後安定的に継続的にできるかという部分では参考になるのではと思う。

【野本委員】例えば、本社が別のところにあって、5 年目以降は別の事業所で雇用者を引き取って、その事業を別の場所でやっていくというようなプレゼンがもしあった場合、それは先まで考えている事業所とも捉えられる。それとも 5 年目以降の部分はバシッと切って考えた方がいいのか。

【事務局】基本的には、財務関係の書類にしても 5 年しか見ていない。ただ、5 年やればそれでいいということではない。もちろん本当はもっと長く継続してほしいが、財産上の規定で年限を設定しないといけないので年限を切っている。それも含めて将来的なビジョンを出していただけるのであればそれはそれでいいかと思っている。

【荒井委員】賃借料は相場より安くなっているのか？

【事務局】鑑定士には、障害者雇用・啓発という要件を含めて貸し付けた場合に賃借料がいくらになるかを出してもらっている。相場よりは安くなっていると思う。今の時点では価格はまだ想定だが、募集要領の公表を 10 月上旬に予定しているので、その頃には確定の数字がお知らせでき

る。

【森委員】保育施設が隣にできて平成30年に供用開始、この事業は32年に開始にもかかわらず今事業者を決めるとするのは平気なのか。

【事務局】本当はすぐにも事業者を決めて工事を行いたい。保育園も来年開所なので、なるべくそれに合わせたいが、JRの高架下ということで工事で建物を整備したり、隣の開所している保育所との関係もあり、JRとの協議に時間がかかると推測している。どうしても高架下という部分で、例えば電車が動いている日中は工事の時間が限られるかもしれないというように制約ができることが想定される。そのため、設計・工事に長めの期間をみている。

【眞保委員長】障害者の就労・啓発事業を行うということはJRとの合意は取れているのか。

【事務局】とれている。

【眞保委員長】実際保育園が稼働すると保護者が利害関係者として入ってくると思われるが、その調整は？

【事務局】保育園の保護者にもお客さんになってもらえるようにしたいと思っている。これについてはJRにも話はしている。ちなみに、今まではタクシー乗り場が目の前にあったこともあり、タクシーの運転手がメインの客層になっていた。今後区内駅の整備に伴って人の流れも変わってくると思われているので、それを見て事業をやってほしい。

【眞保委員長】入り口はどちら側になるのか？

【事務局】建物があるセルテ側が入り口（北側）、反対側は道路。建物を整備すると地面が高くなる。道路側に入口があると高さが出てしまう。セルテ側は緩やかになるので、こちらがメインになると思う。

【森委員】市庁舎はどうなるのか。

【事務局】市庁舎と、その他大通りを挟んだ教育文化センターをどのように活用するか、都市整備局がちょうど今アイデアを募っている。

【森委員】その情報は欲しい。人の流れも全く変わる。

【事務局】市庁舎は馬車道に移る。市の職員数万人もそちらに移るので、おっしゃるように人の流れは変わるだろう。そのため、周囲の空き施設をどのように活用するかはとても重要な視点。

【森委員】境界の人の流れも非常に変わってくる。それについて聞かれた場合どうするか。

【事務局】おっしゃるとおり。我々も非常に知りたい。我々では答えられない。

【野本委員】リサーチは自分たちでやらせればよい。

【事務局】我々も都市整備局にどのような状況か確認して、説明会の時や質問に対して答えるということになるだろう。

【野本委員】建物は一体となっているのか。別基礎なのか。

【事務局】別基礎。

【野本委員】軽量鉄骨か。調理（火の使用）もできるのか。

【事務局】調理も可能。

【影山委員】メインの事業をどうするかが重要。事業の中に取り込むのであれば、事業者の負担にならないが、そうでなければ採算をとるのに厳しい。

【事務局】おっしゃるようにここだけで収益をあげるのは難しい。すでに事業を行う事業者がここを一つの拠点として活用する方法もあるのではないかと。

【影山委員】委員のどなたかお一人でも1点つけたらだめなのか？

【事務局】そうだ。

【倉石委員】ある程度のレベルを提供できないと難しいのでは。パッと見た印象として素敵だなと感じるような、中途半端だと失敗するのではないか。今までの役所や地域の方が運営するイメージでは、全く通用しないと思う。

【森委員】以前あったふれあいショップは時々利用していた。その当時は、地域に密着した感じではなかった。

【事務局】平成4年当時は知的障害者雇用が現在のように進んでない時代だったため、サービスがあまり行き届いていなくても仕方ないという雰囲気もあった。現在は差別解消法・共生社会の観点から、ここは障害者のためというよりは、社会のために作るものなので、そういった視点を持っていただかないと、受け入れられないのではと思う。

【倉石委員】さりげなく働かされているのがいいのではと考える。

【森委員】周辺建物の解体工事が始まる時期と市庁舎が移転する時期が重なってくる。そういった動きが同時期にあるときに、本件の契約がど真ん中にくることが不安。この辺のエリアは信頼性も強い。そんななかで応募してくる事業者もあると思う。運営事業者に情報を与えないのは、どうか。

【野本委員】駅周辺の再開発計画が出てくればよいのでは。

【事務局】今、サウンディング調査をしている。

【野本委員】都市計画の設計図が提供されるのであればいいのだが。

【事務局】都市整備局ともこれまで調整を重ねている。どのようにまちづくりを進めるかは情報提供できるようにする。

【野本委員】5年で減価償却と考えると、陳腐なものになってしまうのではないか。イベントブース的な見え方になると難しくなる。その事業者が投資目的でやるということも出てくるかもしれない。赤字前提という収支計算の企業も出てくる可能性ある。それもアリなのか。

【眞保委員長】全体の企画との絡みだろうか。母体がしっかりしているかどうか。応募書類は第2回の選定委員会のその場で確認するのか。

【事務局】事前にお送りする。11月上旬頃に応募を締め切った段階で、委員の皆様へ郵送するので、事前に目を通していただく。そして委員会当日に持参いただくことを想定している。

【眞保委員長】財務諸表は事務局でコメントつけて送付してもらえるのか。

【事務局】荒井委員に解説をお任せしたいと思っている。

【眞保委員長】p 13「地域連携」の具体的にこの部分で連携相手についてどの程度まで求めるのか。

【事務局】公共的な一般的なところで書いていただければよい。地域の中にどういうものがあるのかお調べいただくことが大事だと思っている。

【眞保委員長】p 4 高架橋工事への協力、重大な過失があった場合、賠償責任を負わないのは誰なのか。市なのか。

【森委員】JRだろう。

【眞保委員長】それであれば主語を書いた方がいいだろう。誰が責任を負うのかがわからない。

【森委員】沢山応募があった場合、事業者の制限はしないのか。

【事務局】原則、制限はしないつもり。

【眞保委員長】時間になったので、本日はここまでとするが、何か他にご意見がある場合は、事務局にメールないし電話で連絡していただければと思う。

【事務局】 本日の会議で募集要領を決定する訳ではない。9月中には募集要領を確定したいと思っているので、お気づきの点があれば2週間後の9月12日（火）までにメールあるいは電話でご意見を頂戴したい。最終的には9月末ぐらいには郵送で最終版をお送りする。10月上旬に募集要領の公表及び記者発表を行う。10月17日に見学説明会、応募受付は10月25日～11月7日まで。11月7日をもって応募締切。締め切った後に、委員の皆様に応募書類をお送りする。11月中旬に第2回選定委員会を開催。応募者に来てもらい、プレゼン・質疑応答、応募者が退席した後で議論、集計、決定をしたい。11月末の障害者施策推進協議会で最終確定。

【事務局】 次回日程について、この場で皆様のご都合をお伺いしたい。11月13日（月）～17日（金）ではいかがか。時間は9時～17時の間で皆様の都合が合うところで開催したい。

（委員との話し合いにより下記の日程を候補日とする）

第一候補日：11月14日（火）午前中、第二候補日：11月13日（月）午前中

【事務局】 開催場所の空き状況を確認し、近日中に委員の皆様にご連絡する。

【野本委員】 複数の事業者が応募してきた場合、プレゼンを聞いた後に採点という流れを繰り返すことになるのか。また、場合によっては半日では終わらないかもしれない。数日に及ぶこともあるのか。一つの事業者にはどのくらいの時間を要するのか。

【事務局】 複数事業者の応募の場合、おっしゃるとおりプレゼンを聞いた後に採点という流れになる。数日に及ぶことは想定していない。なお、一事業者あたりの時間はおよそ30分。プレゼンの時間が10分で質疑応答が20分となる。その後、採点し、委員の皆さんで議論してもらいたい。